

平成30年11月9日  
経済労働局公営事業部

■平成30年11月9日総務委員会 所管事務の報告「川崎競輪場再整備の状況について」の追加資料について

委員会資料1「川崎競輪場再整備の状況について」の「4 競輪場の土地使用手続きについて」の補足説明は次のとおりです。

●経緯

- 川崎競輪場は、昭和24年に富士見公園内の陸上競技場を改修して設置されました。
- 以降、富士見公園を所管する部局が管理する土地を使用して競輪事業を行ってきました。
- 現行の公有財産管理における土地の使用に関する手続きとしては、公園所管部局の管理する土地の使用承認を得る方法と、土地の管理主体を公園所管部局から競輪事業所管部局へ変更する方法がありますが、使用承認については短期間の使用が前提となるため、より適切な手続きとして管理換え手続きを行うこととしました。
- この度、競輪場のコンパクト化工事が完了し、約7,500㎡の敷地を都市公園区域に編入したことを契機に、コンパクト化後の競輪場敷地約38,800㎡について、公園所管部局から競輪事業所管部局へ公有財産の管理換え手続きを行いました。

●管理換えによるメリット・デメリットなど

- この度の管理換えは、競輪事業特別会計の財政上のメリットやデメリットは特にありませんが、財産管理区分の適正化が図られたものです。
- 競輪場の敷地約38,800㎡の台帳価格は約110億円であり、この管理主体が富士見公園を所管する建設緑政局緑政部から競輪事業を所管する経済労働局公営事業部に変更され、競輪事業特別会計の財産として整理されましたが、この財産を競輪事業以外の目的で使用したり処分できるものでもなく、市の所有する財産のうちの競輪事業を行うための土地の管理主体を競輪事業所管部局に整理したものです。